

民法（総・物） 第4回 P52～P65



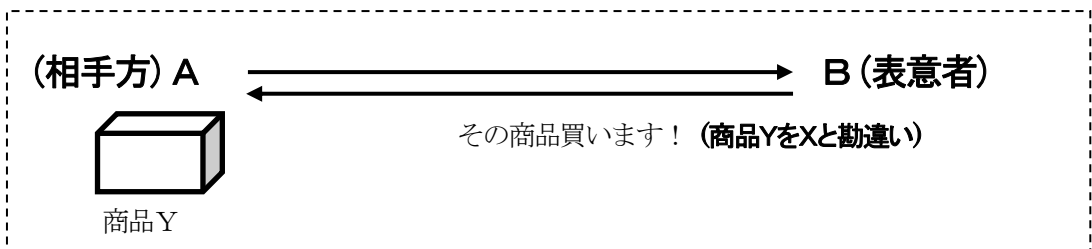
意思表示Ⅱ P52～P57

《錯誤(95条)》P52～

1. 錯誤とは

錯誤とは、**表示と内心的効果意思の不一致があり、表意者がこれを認識していない場合**をいう。

具体例) BはA販売店に行ってXという商品を買おうとしたが、店頭にあったYという商品をXと勘違いして、「この商品を買う」と意思表示をし、売買契約をした場合である。



2. 効果

錯誤による意思表示は**取り消すことができる**（錯誤取消しを主張できるのは**原則として表意者のみ**）。

3. 錯誤の種類

- 表示の錯誤 (95条1項1号) …例) 10万で売却するつもりが、間違えて10円で売却
- 動機の錯誤 (95条1項2号) …例) 土地が値上がると勘違いし土地を購入

4. 成立要件

表示の錯誤	動機の錯誤
①表示に対応する意思を欠き認識していない	①動機を形成した事情に勘違いがある
	②勘違いしていなかったら表意者は意思表示していない (主観的因果性)
	③勘違いしていなかったら通常人も意思表示していない (客観的重要性)
	④勘違いした事情に基づき意思表示したことが表示されている

5. 錯誤の限界

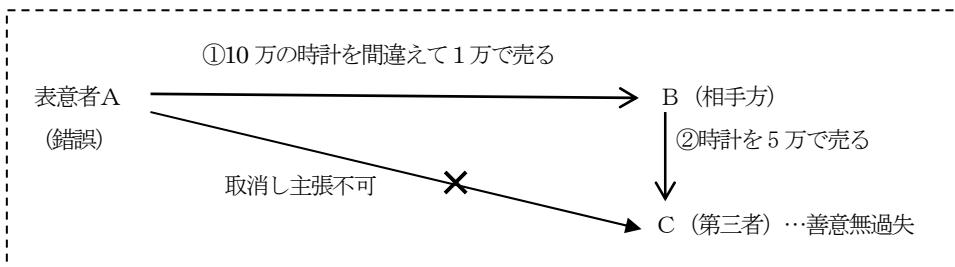
(原則) 表意者に重過失があった場合には取消しの主張ができない

(例外) ①相手方が表意者の錯誤につき悪意・重過失のとき
または
②相手方も表意者と同じ錯誤に陥ったとき } 表意者は取り消すことができる

6. 第三者の保護

→表意者は、善意無過失の第三者に錯誤取消しを主張することができない。

例) Aは10万もする時計を間違えて(錯誤により)Bに1万で売却し、Bは何も知らないC(善意無過失)に5万で売却した場合、AはCに対して錯誤による取消しを主張できない。



《詐欺 (96条)》

1. 96条1項の解釈

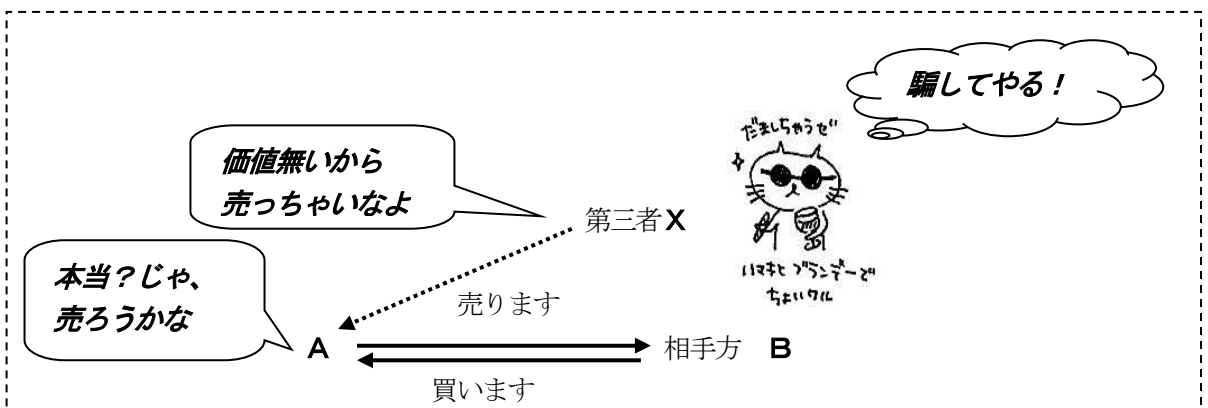
相手方に騙されてした意思表示は取り消すことができる。

2. 第三者による詐欺 (96条2項の解釈)

(1) 問題の所在

①相手方以外の第三者に騙されてした意思表示は取り消すことができるか？

具体例) Aの持っている土地は高い価値があるのに、**第三者X**に「価値がない」と騙されて、AはBに安く土地を売ってしまった場合



(2) 結論

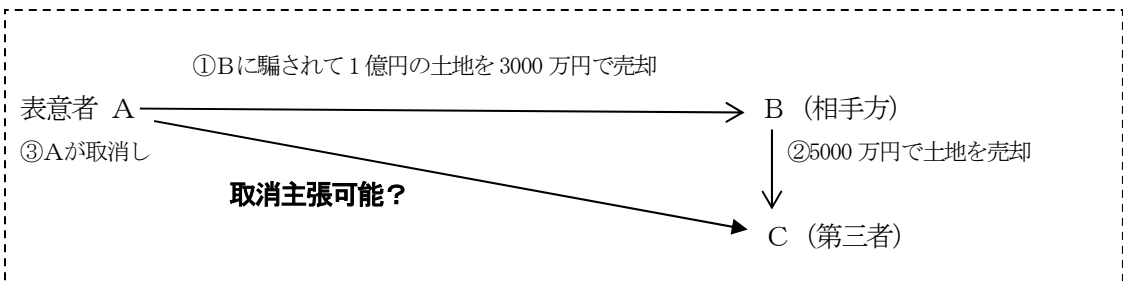
意思表示の相手方(B)がX（第三者）の詐欺につき

善意無過失…Aは取り消すことができない
悪意・有過失…Aは取り消すことができる

3. 善意の第三者との関係（96条3項の解釈）

(1) 問題の所在

→詐欺による取消しは善意無過失の第三者に対抗することができるか??



(2) 結論

善意無過失の第三者には、詐欺による取消しを対抗できない。

CがBの詐欺を過失なく知らずにBから買い受けたのであれば、AはCに取消しは対抗できない。
(土地はCのもの)

※第三者Cは、Aが取り消すよりも前に、Bから買い受けた場合でなければ保護されない（取消前の第三者でなければならない）。

Aの取消後に、CがBから土地を買い取った場合はどうなるのか（取消後の第三者の問題）

⇒ 物権編で説明

《強迫(96条)》

強迫された者は、常に意思表示を**取り消すことができる**。

ポイント①：強迫の場合は詐欺と違い、第三者により強迫された場合、相手方の悪意・善意関係なく取消しを主張できる。

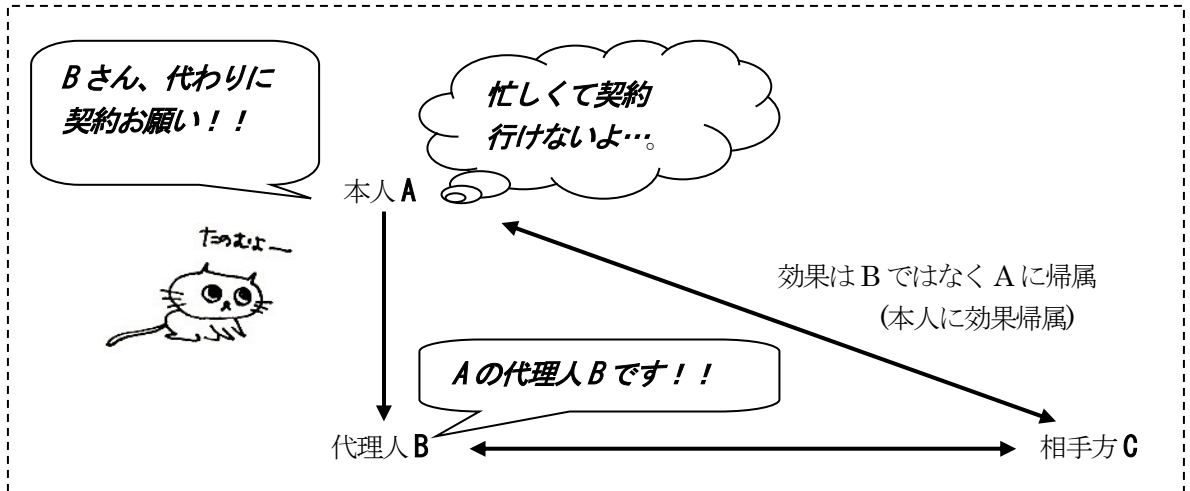
ポイント②：強迫の場合は詐欺と違い、善意無過失の第三者に対しても取消しを主張できる。

代理（Part 1） P60～P65

《代理の意義》 P60

1. 代理とは

代理とは、他人の行為によって自己にその法律効果を帰属させる制度をいう。



2. 代理の種類

代理の種類	代理権発生原因	例
法定代理	本人の信任によらず法律の規定により発生	未成年者の親権者・後見人の代理行為
任意代理	本人から代理人への代理権授与により発生	委任状を受けてする代理行為

《代理権》 P62～

1. 代理権の範囲（代理人はどこまで本人に代わって代理行為ができるか？という問題）

代理権の範囲に関して、その範囲内の行為は有権代理として有効であるが、**範囲外の行為は無権代理として処理される**。法定代理と任意代理で代理権の範囲は異なる。
法定代理は法律によって決まっている。問題は任意代理である。

(1) 原則

本人による代理権授与行為（授権行為）によって定まる。

例) 「マンションを賃貸してきて」と依頼 → 代理人はマンションを売ってくることはできない

(2)任意代理において権限の定めがない場合

任意代理において、本人が特に権限を定めずに代理権を授与した場合には、代理人の権限は以下の内容に限定される。

- ①保存行為
および
②目的物の性質を変えない範囲での**利用・改良行為**

	内容	具体例
保存行為	財産の現状・価値を維持・保存する行為	・建物の修繕 ・消滅時効の更新
利用行為 改良行為	利用行為：収益を図る行為	・建物の賃貸 ・現金を預金する
	改良行為：財産の経済的価値を増加させる行為	・建物に電気・ガス・水道を設置 ・無利息貸付を利息付貸付にする

※農地を宅地にするとか、預金を株式にするなどの変更行為（目的物の性質を変えるなどの行為）を行うことはできない。

※法定代理でも任意代理でも、代理権の範囲を超えてした行為の効果は本人に効果帰属せず、無権代理として扱われる（後述）。

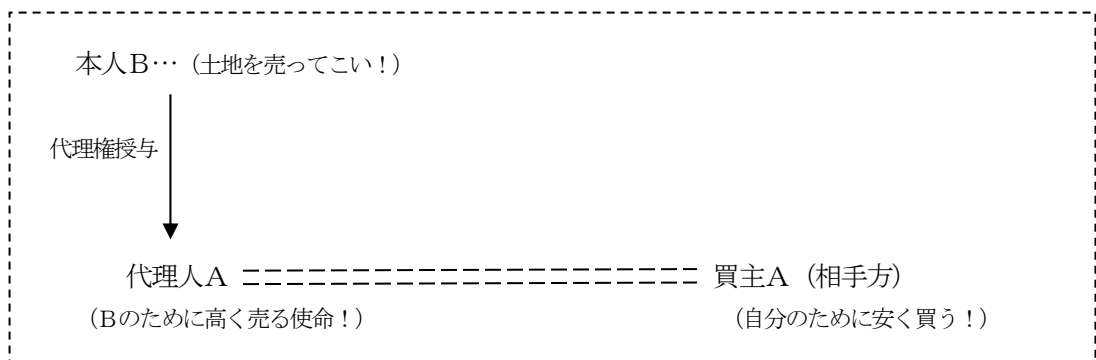
2. 自己契約・双方代理、利益相反行為

(1) 意義

①自己契約

自己契約とは、同一の法律行為について代理人自らが相手方となることである。

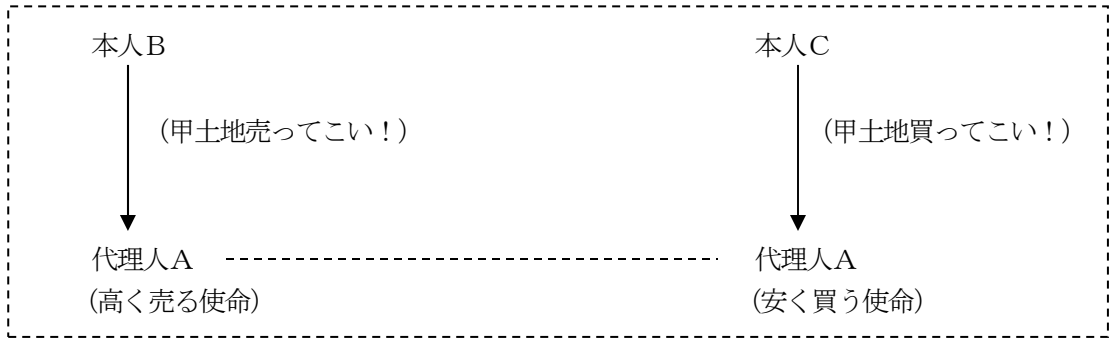
例えば、Aが、BよりB所有の甲土地を売却する代理権を授与されていた場合、代理人であるAが自ら買主となる行為である。



②双方代理

双方代理とは、同一の法律行為について当事者双方の代理人となることをいう。

たとえば、Aが、BよりB所有の甲土地を売却する代理権を授与されていた場合、Aが、買主Cからも甲土地の購入に関する代理権を授与され、BC双方の代理人となる行為である。



③利益相反行為

利益相反行為とは、本人の利益と代理人の利益が相反するような行為をいう（客観的に判断する）。

たとえば、親が銀行から借金をする場合に子を保証人として親が手続（代理）する場合である。

(2) 効果

(原則) 自己契約、双方代理等は無権代理となる

(例外) ①本人の許諾があるとき

②**債務の履行**

③**不動産の登記行為**

} 有効（本人に効果帰属する）

3. 代理権の消滅

代理人の代理権は、次の事由が生じた場合に消滅する。

	本人	代理人
任意代理	①死亡 ② 破産	①死亡 ②破産 ③後見開始の審判（成年被後見人となる） ④ (委任の終了) 内部関係の終了
法定代理	①死亡	①死亡 ②破産 ③後見開始の審判（成年被後見人となる）

※ゴシックは任意代理特有の消滅事由